



平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から

都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まります

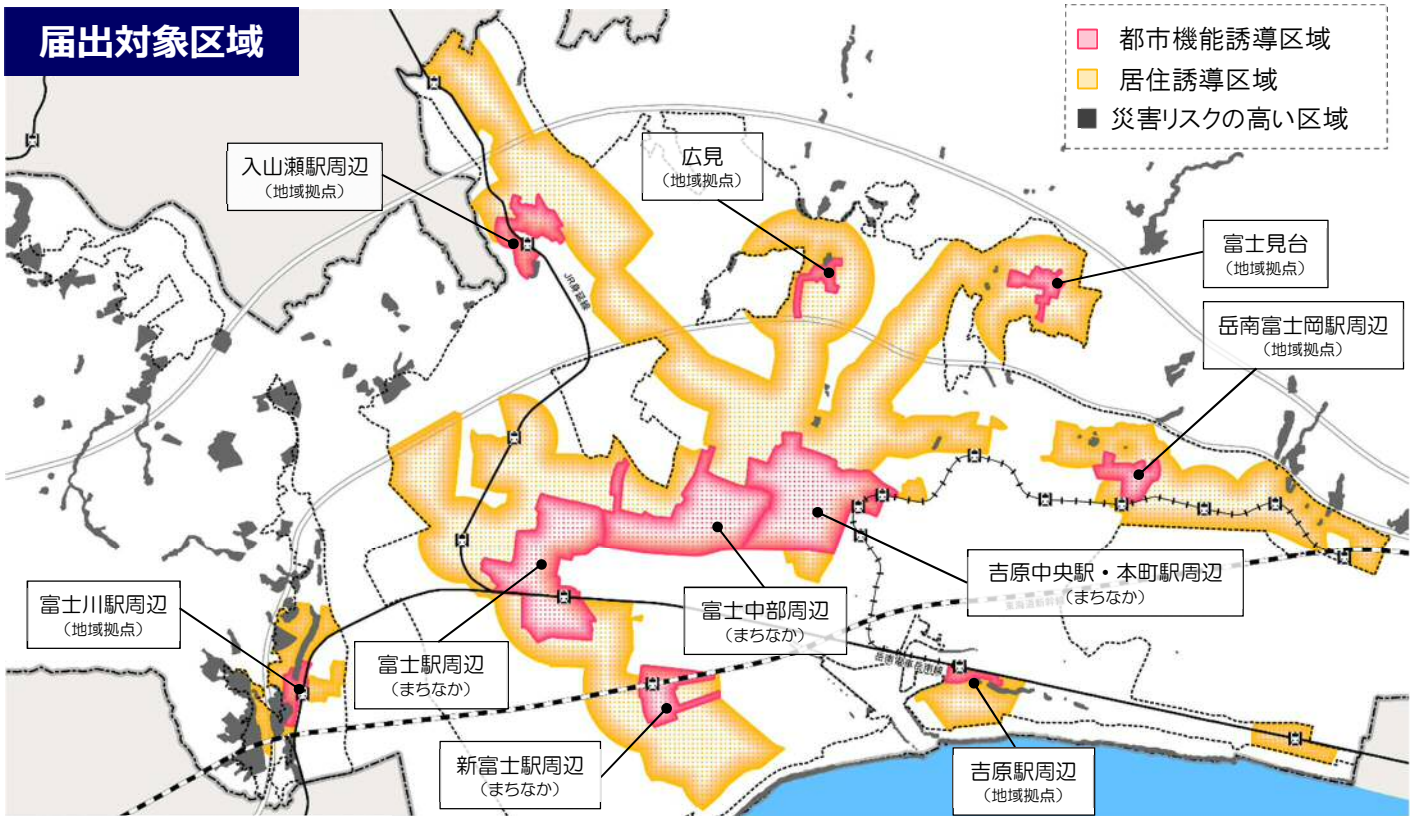
富士市では、人口が減少しても暮らしの質を維持することを目的に、人口密度の維持を図る「居住誘導区域」と賑わいづくりや利便性向上に資する都市機能の集積を図る「都市機能誘導区域」を定めた「集約・連携型都市づくり推進戦略」を平成 31 年 4 月に公表します。

この戦略の公表により、都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりますのでお知らせいたします。

対象
行為

- 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- 都市機能誘導区域外での都市機能誘導施設の開発・建築等
- 都市機能誘導区域内での都市機能誘導施設の休廃止

届出対象区域



*都市機能誘導区域

…商業・医療・公共施設等の都市機能を公共交通の充実した都市拠点や生活拠点に誘導・集約し、各拠点の賑わいや、利便性向上を図る区域

*都市機能誘導区域は、居住誘導区域に含まれます

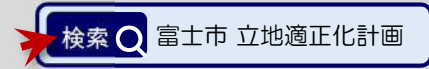
居住誘導区域

…人口減少下においても、一定の人口密度を維持し、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持する区域

届出の詳細確認や書類のダウンロード先

…都市再生特別措置法（立地適正化計画）に基づく届出
 （富士市トップページ→まちづくり→都市計画→申請・届出）

※詳細な区域は「ふじタウンマップ（都市計画情報マップ）」で閲覧できます。（2019年5月頃から）



問い合わせ

富士市役所 都市整備部 都市計画課 （窓口） 庁舎 6 階南側
 〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
 TEL:0545-55-2785 FAX:0545-51-0475 メール : toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

届出の提出期限は、行為（工事）に着手する 30 日前までです。

届出が必要な行為

! 住宅の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが居住誘導区域外で、次の対象行為を行う場合
- ・ 居住誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

	開発行為	建築行為
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 ● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
提出書類（2部）	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式1） ● 位置図 縮尺 1/1,000 以上 ● 設計図 縮尺 1/100 以上（例：土地利用計画図等） ● 行為を行う土地の地番がわかる図書 ● 委任状(届出者以外が届け出る場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式2） ● 位置図 縮尺 1/1,000 以上 ● 配置図 縮尺 1/100 以上 ● 各階平面図 縮尺 1/50 以上 ● 2面以上の立面図 縮尺 1/50 以上 ● 行為を行う土地の地番がわかる図書 ● 委任状(届出者以外が届け出る場合)

※届出事項を変更する場合、変更届出書（様式3）及び各行為の添付図書の提出が必要です。

! 都市機能誘導施設の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが都市機能誘導区域外で次の対象行為を行う場合
- ・ 都市機能誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

	開発行為	建築行為
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
提出書類（2部）	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式4） ● 位置図 縮尺 1/1,000 以上 ● 設計図 縮尺 1/100 以上（例：土地利用計画図等） ● 行為を行う土地の地番がわかる図書 ● 委任状(届出者以外が届け出る場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式5） ● 位置図 縮尺 1/1,000 以上 ● 配置図 縮尺 1/100 以上 ● 各階平面図 縮尺 1/50 以上 ● 2面以上の立面図 縮尺 1/50 以上 ● 行為を行う土地の地番がわかる図書 ● 委任状(届出者以外が届け出る場合)

※届出事項を変更する場合、変更届出書（様式6）及び各行為の添付図書の提出が必要です。

※ 誘導区域ごとに届出の対象となる誘導施設が異なります

	まちなか					地域拠点					
	富士駅周辺	富士中部周辺	本町駅周辺	吉原中央駅・	新富士駅周辺	富士見台	広見	入山瀬駅周辺	周辺	岳南富士岡駅	吉原駅周辺
都市機能誘導施設（届出対象施設）	誘導区域 届出 「不要」					届出 「必要」					
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">▶ 大学 <li style="width: 33%;">▶ 専修学校 <li style="width: 33%;">▶ 各種学校 <li style="width: 33%;">▶ 図書館 <li style="width: 33%;">▶ 文化会館 <li style="width: 33%;">▶ 病院 <li style="width: 33%;">▶ 中枢的な行政機能を有する施設（市役所等） <li style="width: 33%;">▶ 大規模小売店舗(スーパーマーケットを除く) <li style="width: 33%;">▶ 映画館 <li style="width: 33%;">▶ スーパーマーケット <li style="width: 33%;">▶ 金融機関・郵便局 											

! 都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

都市機能誘導区域内で、都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合には、届出が必要になります。

提出書類（2部）	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導施設の休廃止届出書（様式7） ● 位置図縮尺 1/1,000 以上 ● 委任状(届出者以外が届け出る場合)
-----------------	---